

伊勢志摩国立公園  
管理計画書

(案)

平成 19 年 2 月

中部地方環境事務所



## 目 次

- 第1．伊勢志摩国立公園の概況
  - 1．伊勢志摩国立公園の概要
  - 2．伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯
    - (1) 公園区域
    - (2) 規制計画
    - (3) 施設計画
- 第2．管理の基本方針
  - 1．管理計画作成方針
  - 2．管理計画区分方針
    - (1) 伊勢管理計画区
      - 1) 管理計画区の概況
      - 2) 管理方針
      - 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
      - 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
    - (2) 鳥羽管理計画区
      - 1) 管理計画区の概況
      - 2) 管理方針
      - 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
      - 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
    - (3) 志摩管理計画区
      - 1) 管理計画区の概況
      - 2) 管理方針
      - 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
      - 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
    - (4) 南伊勢管理計画区
      - 1) 管理計画区の概況
      - 2) 管理方針
      - 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
      - 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
    - (5) リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項
      - 1) 公園事業となる大規模複合施設の取扱い
      - 2) 公園事業とならない大規模複合施設の取扱い
      - 3) 普通地域内における大規模複合施設の取扱い
- 第3．適正な公園利用の推進に関する事項
  - 1．基本方針
    - (1) 全体方針
      - 1) 利用資源の発掘・保全
      - 2) 情報の発信
      - 3) ソフトインフラの整備
      - 4) 適正な利用の推進
      - 5) 関係機関等の連携
    - (2) 各地区ごとの方針
      - 1) 伊勢管理計画区
      - 2) 鳥羽管理計画区
      - 3) 志摩管理計画区
        - 3) - 1 登茂山集団施設地区
        - 3) - 2 横山集団施設地区
      - 4) 南伊勢管理計画区
  - 2．利用方法に関する事項
    - (1) 主な公園利用
      - 1) ドライブ及び眺望利用
      - 2) 歩道等の散策
      - 3) 自然観察会等の行事参加

- 4) 海水浴・マリンスポーツ等の海辺利用
- (2) 自然とのふれあい活動
  - 1) みどりの月間
  - 2) 自然に親しむ運動
  - 3) 自然公園クリーンデー
  - 4) 全国・自然歩道を歩こう月間
- (3) エコツーリズム
- (4) 子どもパークレンジャー
- (5) 安全対策
  - 1) 安全対策マニュアル
  - 2) 利用施設の点検
- 3. 人材育成に関する事項
  - (1) パークボランティア
  - (2) 自然公園指導員
  - (3) その他
- 4. 利用施設に関する事項
  - (1) ビジターセンター
    - 1) 情報収集・情報提供
    - 2) 行事の企画・運営
  - (2) その他の公園事業施設
- 5. 利用の適正化に関する事項
  - (1) 利用の規制
    - 1) 乗入れ規制
  - (2) 利用の適正化
    - 1) ゴミの持ち帰り
    - 2) 公園利用のルール
- 6. 利用統計に関する事項
- 第4. 地域の修景に関する事項
  - 1. 修景緑化
    - (1) 基本方針
    - (2) 推進方法
  - 2. 屋外広告物の整理
    - (1) 基本方針
    - (2) 三重県屋外広告物条例
    - (3) 既設電柱看板の撤去
- 第5. その他・参考資料
  - 1. 伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係表
  - 2. 指定植物一覧
  - 3. 許認可標識の設置について
  - 4. 修景緑化植物表
  - 5. 申請書等の経由ルート
  - 6. 公園事業決定一覧
  - 7. 公園事業執行までの作業手順
  - 8. 国立公園内における公共事業事前調整の作業手順
  - 9. 伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯
  - 10. 伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿

## 第 1 . 伊勢志摩国立公園の概況

### 1 . 伊勢志摩国立公園の概要

本公園は、昭和 21 年 11 月に戦後初の国立公園として指定された。その区域は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の大部分を占め、志摩半島北部の二見浦からその東端をまわり、西につながる南伊勢町の海岸及び伊勢神宮及び伊勢神宮宮域林一帯を含み、東西約 50km、南北約 40km、面積約 55,544 h a である。

沿岸部は、沈降と隆起を繰り返してできた典型的なリアス式海岸からなり、鳥羽湾、的矢湾、英虞湾などの奥深い入り江と、神島、答志島、菅島など大小多数の島々が、繊細で優美な景観をつくりだしている。一方、五ヶ所湾などの熊野灘に面する海岸は、西に向かうほど山の迫る懸崖となっており、随所に波の浸食作用による海食崖や海食洞などの特殊地形が点在している。内陸部はなだらかな丘陵地となっており、当公園最高峰の朝熊山（標高 555 m）をはじめ青峰山、横山、龍仙山、鶴路山、天神山など比較的低い山が連なり良い展望地となっている。

植生については、住民の生活圏と公園区域との多くが重なっているため、シイ、カシ、アカマツなどの二次林や人工林の占める割合が高くなっているものの、伊勢神宮宮域林や南伊勢地域では常緑広葉樹を中心とした自然林が残されている。また、海岸の断崖や急斜面には、トベラ、シャリンバイなどの低木林が発達し、海岸部には、ハマボウ、ハマナツメなど暖地性海浜植物群落が見られる。

動物は、シカ、イノシシ、ニホンザルなどの哺乳類の他、内陸部で見られるシジュウカラ、カワセミ、メジロ、ウグイスや、沿岸部で見られるミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ、河口部で見られるカモ類、サギ類、シギ類など様々な鳥類が生息し、猛禽類の渡りのルートにも位置していることから、時期にはサシバ、ハチクマなども観ることができる。また、太平洋岸の砂浜部では、アカウミガメの上陸・産卵が確認されている。

上記の自然景観に加え、英虞湾を中心とする真珠貝や牡蠣の養殖、アワビやサザエなどの漁にいそしむ海女の姿など人と自然との関わりや、伊勢神宮や金剛證寺などの古い歴史や文化の産物からなる独特の人文的景観が彩りを添え、自然の美しさと人の生活が融合した風景も、本公園の大きな特色となっている。

伊勢志摩は、京阪神や中京方面からの交通の便がよく、室町時代から続く伊勢神宮の「伊勢参り」や、夫婦岩などの名所観光、海水浴やサーフィン、シーカヤックなどの海浜レジャー、朝熊山や横山、登茂山などの展望地からの眺望利用、鳥羽水族館、ミキモト真珠島、志摩スペイン村など観光施設利用、伊勢エビやアワビに代表される海産物の味覚探訪など多種多様な利用がなされているが、当国立公園を訪れる利用者は年間約 1,017 万人（平成 16 年環境省自然環境局自然公園等利用者数調より）で推移し、近年は減少傾向にある。

## 2. 伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯

### (1) 公園区域

昭和 21 年 11 月 20 日	公園区域の指定
昭和 52 年 2 月 8 日	公園区域の全般的な見直し(再検討)
昭和 60 年 1 月 31 日	公園区域の変更(第 1 回点検)
平成 12 年 3 月 31 日	公園区域の変更(第 4 回点検)

### (2) 規制計画

昭和 27 年 3 月 1 日	特別地域の指定
昭和 40 年 1 月 18 日	特別地域の指定(拡張)
昭和 52 年 2 月 8 日	特別保護地区の指定並びに特別地域の全般的な見直し(再検討)
昭和 60 年 1 月 31 日	特別地域及び特別保護地区の変更(第 1 回点検)
昭和 63 年 7 月 23 日	特別地域の変更(第 2 回点検)
平成 6 年 2 月 15 日	特別地域の変更(第 3 回点検)
平成 12 年 3 月 31 日	特別地域の変更(第 4 回点検)
平成 18 年 8 月 1 日	特別地域の変更(第 5 回点検)及び乗入れ規制地区指定

### (3) 施設計画

昭和 25 年 6 月 20 日	利用施設計画の決定(集団施設地区ほか利用施設計画の決定) (以後逐次計画追加)
昭和 52 年 2 月 8 日	利用施設計画の全般的な見直し(再検討) (登茂山集団施設地区の一般計画決定及び単独施設の追加等)
昭和 60 年 1 月 31 日	利用施設計画の変更(第 1 回点検) (登茂山集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定並びに単独施設の追加等)
昭和 63 年 7 月 23 日	利用施設計画の変更(第 2 回点検) (登茂山集団施設地区の区域変更及び詳細計画変更並びに単独施設の追加等)
平成 6 年 2 月 15 日	利用施設計画の変更(第 3 回点検) (登茂山集団施設地区の詳細計画変更及び単独施設の追加等)
平成 9 年 12 月 16 日	利用施設計画の一部変更(近畿自然歩道の追加等)
平成 12 年 3 月 31 日	利用施設計画の変更(第 4 回点検)
平成 18 年 8 月 1 日	利用施設計画の変更(第 5 回点検) (横山集団施設地区の指定及び単独施設の追加等)

## 第2. 管理の基本方針

### 1. 管理計画作成方針

本管理計画は、本公園の優れた自然景観の保護と適正な利用を推進するため、従来の管理計画を基に、平成18年8月に告示された公園計画及び社会情勢の変化に対応するとともに、公園としての資質の維持、向上及び国立公園の適正な利用の推進を図る観点から追記したものである。

なお、作成に当たっての基本方針は次のとおりである。

特別地域のみならず普通地域も含めた総合的観点からの自然環境、風致及び景観の適正管理を図る。主要展望地点からの眺望、特に海岸景観を保全するため展望地点とその対象を特定し、その保全方針を定める。

特に、英虞湾などリアス式海岸をはじめとする自然海岸が年々改変されていることから、残されている自然海岸は極力現状を維持するとともに、周囲の植生の保全を図る。

海域及び河川の水質の保全を図るため、各種行為の実施に当たっては、周辺水域の水質汚濁を防止する措置をとらせる。

適正な国立公園の利用を推進するために必要な活動やネットワーク体制の確立などを提案するとともに、体験型の野外活動、自然観察会、情報提供などを通してエコツーリズムの積極的な展開を図る。

### 2. 管理計画区分方針

本計画の対象地域を地形、景観、利用の特性、行政界等によって次の4管理計画区に区分する。

伊勢管理計画区（伊勢市）

伊勢神宮を中心とし、宮域林の森林景観と、二見浦の海浜景観が特徴で、利用の中心は伊勢神宮の参拝である。

鳥羽管理計画区（鳥羽市）

鳥羽湾の海岸を中心とし、朝熊山からの主たる展望対象となる地域でもある。また、交通の要衝となっており、水族館や博物館などの展示施設や宿泊施設などが集中している。

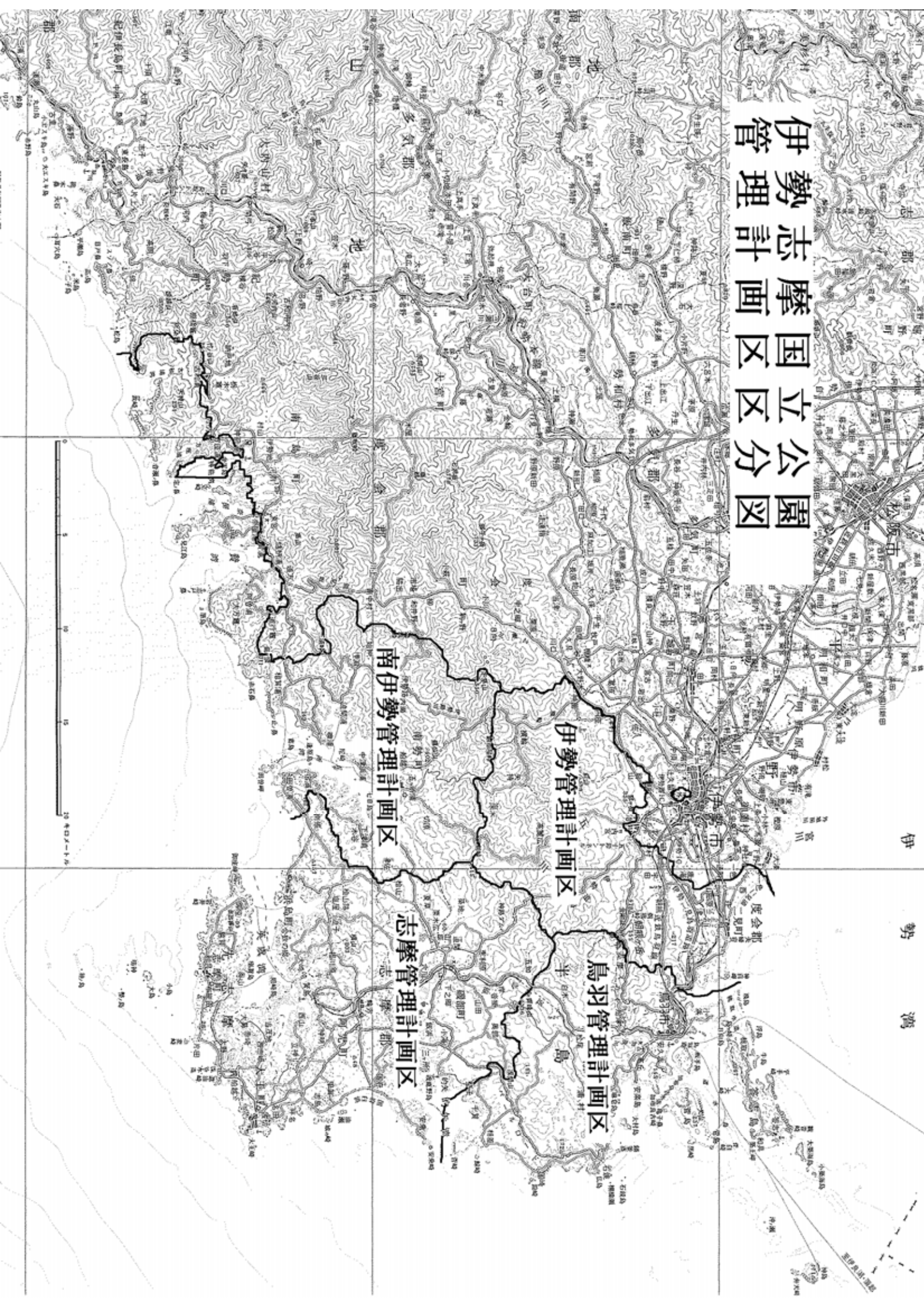
志摩管理計画区（志摩市）

英虞湾や的矢湾の繊細かつ優美なリアス式海岸からなり、横山から展望される一帯の地域である。

南伊勢管理計画区（南伊勢町）

五ヶ所湾、贅湾、神前湾等のリアス式海岸と荒々しい海蝕崖を中心とする海岸線を有する地域である。

# 伊勢志摩国立公園分区分画管理勢圖





( 1 ) 伊勢管理計画区

1 ) 管理計画区の概況

地形

当管理計画区の東部には、本国立公園最高峰の朝熊山（標高 555 m）を始め前山、鷲嶺など比較的低い山地に五十鈴川、横輪川、島路川が深いV字谷を刻んだ壮年期の険しい地形である。また、白砂青松景観を形づくる夫婦岩と、それに続く二見浦海岸が特徴である。

植生

伊勢神宮宮域林では、イチイガシを中心にコジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が残存する。伊勢神宮宮域林以外では、シイ、カシ、アカマツ等の二次林が広がり、朝熊山にはジングウツツジの群落が広がっている。

動物

伊勢神宮宮域林などには、シカ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物が生息している。また、河口部ではカモ類、サギ類、シギ類など多くの野鳥も見られる。

利用

伊勢神宮の参拝が多く、内宮門前町のおかげ横丁や二見浦の夫婦岩観賞などの観光や、朝熊山及び朝熊山登山線からの展望が利用の中心である。伊勢市全体の入り込み者数は年間 1,018 万人（平成 17 年三重県観光レクリエーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書より）となっている。

2 ) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

伊勢神宮宮域林を中心とした自然林の保護を図る。

伊勢神宮を中心とする歴史的景観の保全を図る。

公園計画車道「朝熊山登山線」等の展望地からの風致景観の保全を図る。

五十鈴川、横輪川の水質保全を図る。

風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。

アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなどでは野生生物の保護に配慮する。

3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
伊勢神宮 伊勢神宮宮域林	常緑広葉樹林 ルーミスジミ（国：絶滅危惧類（VU）、県：絶滅危惧類（VU）） 等貴重な昆虫をはじめとし、当該地に生息・生育する野生生物 [特保、1特、2特]	伊勢志摩国立公園を代表する風致景観であり、イチイガシを中心にコジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が面積にわたり残されている。 宮域林の保全を図るとともに、貴重な昆虫を始め、野生生物の生息・生育環境の保全を図るものとする。
五十鈴川 横輪川 島路川	ネコギギ（国：絶滅危惧類 B 類（EN）、県：絶滅危惧類 A 類（CR）、国指定天然記念物） タガメ（国：絶滅危惧類（VU）、県：準絶滅危惧（NT）） ゲンジボタル ヒメボタル 等貴重な魚類及び水生昆虫 [1特、2特]	貴重な水生生物を保護するため、河川改修工事等に当たっては、濁水対策、魚道設置等河川生態系の維持を図るとともに、生息環境の保全を図るものとする。
鷲嶺の水穴 覆盆子洞 (県指定天然記念物)	鍾乳洞 [2特、普通]	当国立公園で特異な地形であることから十分な保全を図るものとする。
朝熊山	常緑広葉樹林 モリアオガエル 等当該地に生息する貴重な野生生物 [1特、2特、3特]	朝熊山の風致景観を維持するため植生の保護を図るとともに、大規模工作物の設置や木竹の伐採等については極力避けるものとする。 また、生息する野生生物の生息環境の保全を図るものとする。
二見浦海岸	砂浜海岸 夫婦岩岩礁 海蝕洞 クロマツ林 二見浦（国指定名勝） [1特、2特、3特、普通]	当国立公園の主要な風致景観の一つである夫婦岩とそれに続く二見浦海岸の白砂青松の保全を図るものとする。
松下社の森	常緑広葉樹林 松下社の大クス（県指定天然記念物） [2特、普通]	社叢林の保全を図るものとする。

主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保 全 方 針
伊勢磯部線 五十鈴川トンネル～ ～志摩路トンネル間	伊勢神宮宮域林	道路沿線より望む伊勢神宮宮域林の風致景観の保全を図るため、電柱や広告物の設置等現在の風致景観に支障を及ぼす行為は認めないものとする。
伊勢神宮	伊勢神宮宮域林 五十鈴川 歴史的構築物	伊勢神宮参道より望む伊勢神宮宮域林の風致景観に支障を及ぼす行為は認めないものとし、歴史的構築物の伝統工法の継続を図るものとする。 また、五十鈴川での河川改修等では周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
二見浦海岸	夫婦岩及び二見浦海岸	夫婦岩とそれに続く海岸を保全するため、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
朝熊山登山線（伊勢 志摩スカイライン） 朝熊山園地	伊勢湾、鳥羽湾及び島嶼 伊勢神宮宮域林を含む山 地	展望台及び道路沿線の主要展望地からの通景及び展望を確保するとともに、周辺自然環境との調和を図るものとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	<p><b>基本方針</b> 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p><b>法面</b> ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p><b>工法等</b> 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p><b>修景緑化</b> 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>付帯施設</b> ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路(歩道)	朝熊山登山線	<p><b>基本方針</b> 伊勢神宮内宮と朝熊山を結ぶ歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	近畿自然歩道	<p><b>基本方針</b> 伊勢から朝熊山を経由し鳥羽へ至る歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>

	神前岬周回線	<p>基本方針 神前岬からの展望を活かした自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	各路線共通	<p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	二見浦 池の浦 北浜	<p>基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	伊勢神宮内宮	<p>基本方針 伊勢神宮内宮を訪れる利用者の休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	朝熊山 音無山	<p>基本方針 自然探勝、ピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各地区共通	<p>建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、</p>

		<p>白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p><b>園路</b> 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p><b>標識類</b> ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p><b>修景緑化</b> ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>管理方針</b> 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
<p>宿舎</p>	<p>池の浦</p>	<p><b>基本方針</b> 周辺探勝及び海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p><b>位置、規模</b> 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。</p> <p><b>構造、色彩</b> 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p><b>修景緑化</b> 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p>

		<p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
休憩所	二見浦	<p>基本方針 町並み景観に配慮するとともに、風致景観の維持を図るものとする。また、自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>位置、規模 道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。</p> <p>修景緑化 町並み景観の保全として積極的に在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。</p>
野営場	池の浦	<p>基本方針 海水浴等水辺利用及び自然探勝利用者のための野営施設として、風致の維持を図るものとする。</p> <p>建築物 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講</p>

		<p>ずる。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。</p>
運動場	池の浦	<p>基本方針 主として滞在利用者を対象とした運動場として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	<p>基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は垂鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
水族館	二見浦	<p>基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>位置、規模</p>



		<p>道路からの壁面後退距離の確保に努めるとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>修景緑化 施設の周囲には在来の樹種により積極的な修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>博物展示施設</p>	<p>朝熊山</p>	<p>基本方針 本公園最高峰における展望を活かし、自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。</p>

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p>建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>(2) 道路（車道）</p>	<p>基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p>

	<p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
( 3 ) 電柱	<p>基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>位置 ア．公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 ウ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 エ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
( 4 ) 鉄塔、アンテナ	<p>基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>位置 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。</p> <p>規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p>

	<p>色彩 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩(焦げ茶色、灰色)とし、局舎等については、1 工作物(1) 建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 風力発電施設	<p>基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。</p>
(6) 河川管理施設及び砂防施設等	<p>基本方針 伊勢神宮参拝路から望見される五十鈴川の風致景観の保全並びに河川環境の保全に留意する。 五十鈴川、横輪川及び島路川に生息する貴重な魚類、水生昆虫等の河川生態系の保全に留意する。</p> <p>工法 ア．周辺地域を含めた環境保全並びに河川の生態系の保全に配慮されたものとする。特に貴重な水生生物が生息する等河川環境については、河床の改変を最小限とする工法の採用や、魚道等の設置により水生生物の保全に努める。 イ．工事に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。</p> <p>材料 ア．神宮林内における工作物は自然石及び木材など自然材料を用いる。 イ．その他の場所に設置される工作物等の表面は自然石又は自然石を模した仕上げとする。</p>
(7) 海岸保全施設等(護岸、堤防)	<p>基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取 (1) ボーリング	<p>基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。</p>

(2) 露天掘(採石)	<p>基本方針 新規の採石は認めない。</p>
4 広告物等	<p>基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>位置 ア．公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ．誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。</p> <p>その他 電柱への掲出は認めない。</p>

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知)
  - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
  - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
  - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
  - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

・地域の開発、整備に関する事項

ア．自然公園施設

ア) 朝熊山登山線及び朝熊山園地

当公園の最高峰である朝熊山を通る伊勢市と鳥羽市を結ぶ有料道路で全線にわたって展望を楽しむことができる。

特に朝熊山山頂は二見浦の砂浜や答志島、神島等の島々が一望できる絶好の展望地である。沿線の適当な場所において展望及び自然解説等に必要の小規模施設の整備について指導する。

また、朝熊山園地においては、展望及び自然解説等に必要施設の整備、さらに、本公園の玄関に位置する園地として、本公園の自然・歴史・文化の紹介、情報提供のための施設等の整備について指導する。また、既存園路を利用した自然観察コースの充実を指導する。

イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

## (2) 鳥羽管理計画区

### 1) 管理計画区の概況

#### 地形

答志島、菅島、神島など多くの島々が浮かぶ鳥羽湾の多島海景観とリアス式海岸が特徴である。当該計画区の東側は平野が広がっており、西側は、丘陵地が東西方向に連なる。

#### 植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占める。また、島嶼ではヤマトタチバナ、ハマボウ群落（答志島）、ドウダンツツジ、紅ツゲ群落（菅島）などが点在する。

#### 動物

山域部にはイノシシやタヌキ等の野生動物が生息する。秋には伊良湖方面からサシバ、ハチクマ等の猛禽類の渡りが見られる。

#### 利用

海の博物館や鳥羽水族館等の観光施設が複数存在し、フェリーや鉄道等交通機関の利便性が高いことから、多くの利用者が訪れている。地元団体等による離島でのエコツアーや、地元ボランティアによる地域ガイドツアーなどが盛んに行われている。鳥羽市全体の入り込み者数は523万人（平成17年三重県観光レクリエーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書より）と近年横ばいである。

### 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

公園計画車道「鳥羽鵜方線」等の展望地からの風致景観の保全を図る。

自然海岸及び自然林の保護を図るとともに、積極的に修景緑化を促進する。

風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。

アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなどでは野生生物の保護に配慮する。

3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
答志島	海浜植物群落 奈佐および楠路脇のヤマ トタチバナ（県指定天然 記念物） シロヘリハンミョウ（県 ：絶滅危惧 B 類（E N）） 等当該地に生息する貴重 な野生生物 [ 2 特、3 特、普通 ]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植 物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止 膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努め るとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法 を用いることとする。
鳥羽湾及び島嶼	溺れ谷 多島海 [ 1 特、2 特、3 特、普通 ]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当た っては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の 水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調 和を考慮した工法を用いることとする。
神島	カルスト地形（市指定天 然記念物） 海浜植物群落 サシバ（国：絶滅危惧 類（VU）、県：絶滅危惧 B 類（EN））・アサギ マダラ等の渡りのルート ウミウ越冬地 [ 1 特、3 特、普通 ]	島の南部にカルスト地形や小規模な鍾乳洞を抱 える特異な風致景観である。 自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当た っては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の 水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調 和を考慮した工法を用いることとする。
飛島、浮島、牛島、 大築海島、小築海島	常緑広葉低木林 [ 2 特 ]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当た っては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の 水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調 和を考慮した工法を用いることとする。
青峰山	常緑広葉樹林 [ 1 特、3 特、普通 ]	青峰山の風致景観の維持に留意するものとし ます。 的矢湾、安乗崎方面及び朝熊山方面を望む好展 望地では、風致景観の維持に留意しながら伐採、 枝払い等により積極的な展望の確保に努めるもの とする。
丸山庫蔵寺、浦神社、 石鏡神社	常緑広葉樹林 庫蔵寺のコツブガヤ（国 指定天然記念物） 丸山庫蔵寺のイスノキ樹 叢（県指定天然記念物） 丸山庫蔵寺境内の樹叢一 帯（市指定天然記念物） [ 2 特、3 特、普通 ]	社叢林の保全に努めるものとする。

主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保 全 方 針
島ヶ崎灯台	鳥羽湾及び島嶼 朝熊山	答志島最西端から本土を望む好展望地として風致景観の維持に留意するものとする。
菅崎園地	太平洋側及び的矢湾に望むリアス式海岸	的矢湾及び外洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるものとする。
鯨崎園地、国崎、鎧崎	太平洋側に望む海蝕崖海岸	太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるものとする。
神島二ワの浜	カルスト地形 弁天岬	北にカルスト地形、南に弁天岬を望む展望地として風致景観の維持に留意するものとする。
鳥羽湾観光船航路	鳥羽湾及び島嶼	鳥羽と答志島、神島、菅島を結ぶ連絡船及び鳥羽湾を巡る観光船から望む風致景観の保全に努めるものとする。
箱田山園地	太平洋側に望むリアス式海岸	海側における山稜線及び水平線の保全に努める。 太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するものとする。



4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鳥羽鷓方線	<p>基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路(歩道)	近畿自然歩道	<p>基本方針 神島、菅島、答志島を巡る路線と青峰山へ至る路線で歴史探訪及び自然探勝のため、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p>

		<p>標識類</p> <p>ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。</p> <p>イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。</p> <p>ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>付帯施設等</p> <p>ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。</p> <p>イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	日向島	<p>基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	箱田山	<p>基本方針 鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	千賀	<p>基本方針 的矢湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	小浜	<p>基本方針 休憩、海浜レクリエーション利用等ための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	答志島 岩屋 築上	<p>基本方針 海岸の自然探勝及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	菅島 鯨崎 菅崎	<p>基本方針 海岸の自然探勝及び休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各地区共通	<p>建築物</p> <p>ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものと</p>

		<p>する。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。</p> <p>イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
<p>宿舎</p>	<p>小浜 答志島</p>	<p>基本方針 鳥羽又は答志島地区の自然探勝の拠点となる施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは、極力抑制されたものとする。</p> <p>構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p>

		<p>修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	<p>基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
博物館展示施設	鳥羽	基本方針

	自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。
--	---

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p><b>基本方針</b> 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p><b>建築物のデザイン</b> 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p><b>色彩</b> ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p><b>修景緑化</b> 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>(2) 道路（車道）</p>	<p><b>基本方針</b> 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p><b>法面</b> ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p><b>工法等</b></p>

支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。  
河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。

#### 修景緑化

在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。

#### 残土処理

原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。

#### 付帯施設

ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。

#### イ．色彩

ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。

イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。

### (3) 電柱

#### 基本方針

主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。

#### 位置

ア．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。

イ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。

ウ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。

#### 規模

高さ及び本数は必要最小限とする。

#### 材料、色彩

主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。

### (4) 鉄塔、アンテナ

#### 基本方針

公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。

#### 位置

主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。

#### 規模

高さ及び本数は必要最小限とする。

#### 色彩

地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。

<p>( 5 ) 風力発電施設</p>	<p>基本方針          小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。</p>
<p>( 6 ) 海岸保全施設等(護岸、堤防)</p>	<p>基本方針          自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>工法、材料          ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。          イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。          ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。          エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。          オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。          工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>基本方針          主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
<p>3 土石の採取 ( 1 ) ボーリング</p>	<p>基本方針          ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。          イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。          ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。</p>
<p>( 2 ) 露天掘(採石)</p>	<p>基本方針          新規の採石は認めない。</p>
<p>4 広告物等</p>	<p>基本方針          主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。          また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。</p> <p>位置          誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>材料、色彩          主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>管理方針          営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。</p> <p>その他          電柱への掲出は認めない。</p>



#### イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知)
  - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
  - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
  - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
  - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。  
なお、菅島における採石は、終掘に向けて関係機関と調整を行う。

#### 地域の開発、整備に関する事項

##### ア．自然公園施設

###### ア) 鳥羽鷄方線

鳥羽市から阿児町まで太平洋沿いに整備された道路でリアス式の海岸線や的矢湾などが望める展望の優れた路線である。沿線の適当な場所において展望及び自然解説等に必要な小規模施設等の整備について指導する。また、鳥羽展望台においても自然解説施設の整備について指導する。

##### イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

### (3) 志摩管理計画区

#### 1) 管理計画区の概況

##### 地形

志摩半島に囲まれた英虞湾や的矢湾の深い入り江や、複雑且つ繊細な海岸線と多くの島々を有するリアス式海岸が特徴。当該計画区の大部分は10～50mの高さの海岸段丘から成り立っている。

##### 植生

大部分をアカマツ、シイ、カシ等の二次林が占めている。海岸線の急斜面には、トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等が風衝により矮性化して生育し、広の浜等の砂浜には、ハマゴウ、ハマウド、ハマボウフウ等の海浜性植物が見られる。

また、和具大島の「暖地性砂防植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。

##### 動物

志摩半島の南側を流れる暖流とともに移動してきたアカウミガメの上陸および産卵が見られる。

山域部では、イノシシなどの野生動物が多数生息しているほか、沿岸部では、ミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等多くの鳥類が生息している。

##### 利用

英虞湾等の島嶼リアス式海岸や海の幸に恵まれ、海水浴やサーフィンに適した海岸が複数存在し、交通の便もよいことから利用者は多い。また、横山及び登茂山からの展望利用、ビジターセンターを拠点とする野外活動が活発に行われている。志摩市全体の入り込み者数は、417万人（平成17年三重県観光レクリエーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書より）である。

#### 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

自然海岸及び自然林の保護を図る。

英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに、登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。

英虞湾、的矢湾の水質保全を図る。

風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。

アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなど野生生物の保護に配慮する。

3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
英虞湾、的矢湾	溺れ谷 多島海 [ 1 , 2 , 3 特、普通 ]	奥深い入り江と大小多数の島々を有したリアス式海岸で、本国立公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内で営まれている真珠、牡蛎等の養殖筏など、生活に密着した湾内風景の保全に努めるものとする。 また、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
大王崎、安乗崎	陸けい海岸 海蝕崖 [ 3 特、普通 ]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
国府海岸、大野浜、広の浜、御座白浜	砂浜海岸 ハマユウ群落 御座白浜海水浴場（日本の水浴場 88 選） [ 2 特、3 特 ]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
和具大島	和具大島暖地生砂防植物群落（県指定天然記念物） ウチャマセンニューウ（国：絶滅危惧 B 類（EN）、県：絶滅危惧 B 類（EN））の繁殖地 [ 1 特 ]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生態系の維持及び生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
伊雑宮、宇気比神社の森	常緑広葉樹林 [ 普通 ]	社叢林の保全に努めるものとする。
日和浜、参宮浜	アカウミガメ（国：絶滅危惧 B 類（EN）、県：絶滅危惧 類（VU））の産卵地 [ 1 特、2 特 ]	アカウミガメの上陸、産卵地として重要な浜であることから、営巣期間について車等の乗入れを規制し、産卵地の保護を図るものとする。
広の浜	アカウミガメ（国：絶滅危惧 B 類（EN）、県：絶滅危惧 類（VU））の産卵地 シロチドリ（県：絶滅危惧 B 類（EN）〔繁殖個体群〕、準絶滅危惧（NT）〔越冬個体群〕）の繁殖地 [ 2 特 ]	アカウミガメの上陸、産卵地及びシロチドリの繁殖地として重要な浜であることから、営巣期間について車等の乗入れを規制し、産卵・繁殖地の保護を図るものとする。

主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保 全 方 針
横山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
登茂山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
安乗崎	太平洋側及び的矢湾に望むリアス式海岸	安乗崎園地、安乗崎灯台からの矢湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるものとする。
大王崎	太平洋側に望むリアス式海岸	大王崎園地、大王崎灯台から太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置などにより周辺海域の水質保全に努めるものとする。
金比羅山	太平洋側及び英虞湾に望むリアス式海岸	先志摩半島の西端に位置する金比羅山から英虞湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
国府白浜～阿見松原	砂浜海岸、松林	緩やかに湾曲した砂浜と松林の一体となった風致景観の維持に留意するものとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	<p>基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鳥羽鵜方線	<p>基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜方横山線	<p>基本方針 横山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜方神津佐線	<p>基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	賢島環状線	<p>基本方針 賢島への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	波切登茂線	<p>基本方針 登茂山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	登茂山線	<p>基本方針 登茂山集団施設地区の自然探勝区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各路線共通	<p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理</p>

		<p>原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設  ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。  イ．色彩  ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。  イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路（歩道）	横山迫子線	<p>基本方針  英虞湾の展望を生かしたハイキングコース、並びに、不動の滝周辺の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	近畿自然歩道	<p>基本方針  太平洋岸に沿って歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	各路線共通	<p>工法等  支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。  河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>標識類  ア．位置、規模  原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。  イ．材料、構造  主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。  ウ．色彩  原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>付帯施設等  ア．規模、構造等  必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。  材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。  イ．色彩  屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。  防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>管理方針  管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。  展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。  また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>

園地	登茂山集団施設地区 横山集団施設地区	<p><b>基本方針</b> 優れた自然風景の展望地として風致景観の維持に留意し、施設のデザインの統一を図り、きめ細かな管理を行う。また、自然解説のための施設の整備、充実を図る。</p> <p><b>建築物</b> ア．規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものととする。</p> <p><b>園路</b> 地形改変、支障木の伐採は最小限とする。</p> <p><b>取付道路</b> ア．位置、工法 必要最小限の規模とし、地形に順応した線形であって、擁壁を使用すること等により地形改変、支障木の伐採を極力少なくする。 イ．法面 法面は緑化することとし、やむを得ず擁壁等を用いる場合は、自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p><b>標識類</b> ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものととする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p><b>その他の付帯施設</b> ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p><b>修景緑化</b> 園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>管理方針</b> 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
----	-----------------------	---

渡鹿野	<p>基本方針  矢湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
安乗崎	<p>基本方針  矢湾、国府白浜の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
賢島 大王崎 大池 浜島 福川原	<p>基本方針  休憩及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
南張	<p>基本方針  熊野灘の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
御座白浜 阿津里浜 国府 志島	<p>基本方針  海水浴等水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。  整備に当たっては、海浜の環境保全に努めることとする。</p>
金比羅山	<p>基本方針  英虞湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
麦崎 立神	<p>基本方針  自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
広の浜	<p>基本方針  海水浴等海岸及び河川の水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。  整備に当たっては、海浜等の環境保全に努めることとする。</p>
多徳島	<p>基本方針  自然とのふれあいのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
各地区共通	<p>建築物  ア．規模、構造  建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。  屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。  イ．色彩  屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>園路  地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>標識類  ア．位置、規模</p>



		<p>原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。</p> <p>イ．材料、構造        主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。</p> <p>ウ．色彩        原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>修景緑化        ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。        イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>残土処理        原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>管理方針        管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。        展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。        また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
<p>宿舎</p>	<p>登茂山集団施設地区</p>	<p>基本方針        施設の配置に当たっては、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。        また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p> <p>規模        建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを超えないこと、また主要展望地から望見した場合に、建築物が背後の山稜線を分断しないものとする。</p> <p>構造、色彩        屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。        屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。        地区全体でデザイン、色彩の統一を図る。</p> <p>付帯施設        ア．駐車場        各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。        イ．標識類        主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとすること。        色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は3色以内とする。</p>

		<p>修景緑化          海岸部、貴重な植物の生育地、稜線及び地区内の幹線道路沿線等、環境保全上重要な場所は保存緑地として確保する。          施設の周辺には出来るだけ樹木を残すとともに、積極的に在来の樹種による修景植栽を行う。          工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理          原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理          浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
渡鹿野		<p>基本方針          的矢湾周辺探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p>
横山		<p>基本方針          横山地区の利用の拠点となる宿舎として、横山集団施設地区及び道路からの風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p> <p>位置、規模          建築物の新、増築に当たっては、道路からの壁面後退距離を十分確保する。建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>構造、色彩          屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。          屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>修景緑化          施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。          工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理          原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
賢島		<p>基本方針          英虞湾周辺探勝の基地となる宿舎として、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努める</p>

ものとする。

#### 規模

##### ア．建築物の高さ

建築物の最高部の高さは、既存を超えないものとする。

##### イ．建築面積の敷地面積に対する割合（建坪率）は次のとおりとする。

ア）敷地面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のものについては、30 %以下とする。

イ）敷地面積が 10,000 m<sup>2</sup>未満のものについては、40 %以下とする。

#### 構造、色彩

屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。

屋根の色彩は、暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。

外壁は、焦げ茶色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。

#### 付帯施設

##### ア．駐車場

各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。

##### イ．標識類

主要材料は、木材、自然石またはこれを模したものとする。

色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は3色以内とする。

#### 修景緑化

施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。

工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するとともに、施設の周辺には在来の樹種により修景植栽を行う。

#### 残土処理

原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。

#### 廃水処理

浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。

広の浜

#### 基本方針

先志摩半島及び和具大島探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。

また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。

浜島

#### 基本方針

施設の規模は極力抑制するとともに、海岸の風致景観の維持を図るものとする。

また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても国立公園の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。

		<p><b>位置、規模</b>          建築物の新、増築に当たっては、道路からの眺望に支障のない位置、構造とし、道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。また、建築物の高さは各棟の既設の高さを超えないもので風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものとする。</p> <p><b>構造、色彩</b>          屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。          屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p><b>修景緑化</b>          施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。          工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p><b>残土処理</b>          原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
御座白浜 阿津里浜		<p><b>基本方針</b>          先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションの基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p>
安乗 国府 福川原		<p><b>基本方針</b>          周辺地域の自然探勝のための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p>
志島		<p><b>基本方針</b>          海水浴等水辺利用及び自然探勝のための基地となる宿舎として、風致の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。</p>
各地区共通		<p><b>位置、規模</b>          建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p><b>構造、色彩</b>          屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。          屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p><b>修景緑化</b>          施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。</p>

		<p>工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>排水処理</b> 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	登茂山集団施設地区	<p><b>基本方針</b> 海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図り、安全かつ快適な利用を推進する。</p>
	横山多徳島	<p><b>基本方針</b> 自然環境教育及び自然とのふれあいに配慮した施設として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p>
	各地区共通	<p><b>建築物</b> 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p><b>テントサイト</b> 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺環境との調和を図る。</p> <p><b>修景緑化</b> 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>排水処理</b> 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p><b>管理方針</b> 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。</p>
	阿津里浜	<p><b>基本方針</b> 海浜レクリエーションの基地として、風致景観の維持を図るものとする。 自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p> <p><b>建築物</b> 高さは 13 m 以下とする。</p>

		<p>屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色とし外壁は茶系色とする。</p> <p><b>標識類</b> 規模、本数は必要最小限とし、主要材料は木材、自然石等自然材料とし、統一したデザインとする。</p> <p><b>付帯施設</b> ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p><b>修景緑化</b> 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意すものとし、在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p><b>残土処理</b> 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p><b>排水処理</b> 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p><b>管理方針</b> 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。</p>
<p>駐車場</p>	<p>賢島</p>	<p><b>基本方針</b> 賢島周辺及び英虞湾めぐりのための駐車場として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を図る。</p> <p><b>建築物</b> ア．規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p><b>標識類</b> ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図るよう指導する。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p><b>防護柵</b> 原則として木材又はこれを模したものとし、色彩は茶系色とする。ただし、車止め等強度確保のためにやむを得ない場合はこの限りでない。</p>

		<p>工法等 工事に当たっては、植生の回復の難しい風衝地であることに留意し、樹木等の現植生は極力改変しないよう努める。</p> <p>修景緑化 厳しい環境条件を十分に配慮しつつ在来の樹種による修景植栽を図る。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>管理方針 海蝕崖の崩壊や防護柵の状態を適宜点検し、利用上の安全確保のための措置を図る。</p>
水族館	賢島	<p>基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>規模 建築物の高さは地形、植生などの条件から風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものであること。</p> <p>構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 既存の建築物は、建替えに際し勾配屋根とするよう指導する。屋根の色彩は原則として暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものであること。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。</p>
運動場	国府 横山 賢島 渡鹿野	<p>基本方針 各種スポーツ、レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>規模 各種運動施設、建築物等の規模は必要最小限とし、支障木の伐採や地形改変を極力抑制する。</p> <p>構造、色彩 各種運動施設の色彩は、周囲の風致景観と調和したものであること。建築物は勾配屋根（片流れを除く。）とし、屋根の色彩は暗灰色または茶系色とし、外壁はこれと調和したものであること。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。</p>
舟遊場	宮の前 国府 渡鹿野	<p>基本方針 ヨット等海洋レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るとともに、海洋の水質保全に努める。</p>

給水施設	阿津里浜	<p>基本方針</p> <p>阿津里浜地区における給水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>
排水施設	阿津里浜	<p>基本方針</p> <p>阿津里浜地区における排水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>
博物展示施設	<p>横山集団施設地区</p> <p>登茂山集団施設地区</p> <p>賢島</p>	<p>基本方針</p> <p>志摩地区を中心とした伊勢志摩国立公園の自然、歴史、民族等を紹介するための施設として整備する。</p> <p>地区の自然を生かし、自然探勝、自然学習、自然解説活動等利用の充実を図る。</p>



許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p>建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>(2) 道路（車道）</p>	<p>基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p>

	<p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
<p>( 3 ) 電柱</p>	<p>基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>位置 ア . 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ . 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ . 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第 1 種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
<p>( 個別取扱方針 ) 登茂山集団施設地区 とその周辺</p>	<p>基本方針 主要な展望地、園路等からの風致景観の保全及び地区内の風致景観の維持に留意することとする。</p> <p>位置 展望の支障となる位置並びに園地内及び野営場内での新築は認めないものとし、既設施設は地下埋設化又はルート変更をする。</p> <p>材料、色彩 材料は極力木柱とし、色彩は焦げ茶色とする。</p>
<p>( 4 ) 鉄塔、アンテ</p>	<p>基本方針</p>

ナ	<p>公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p><b>位置</b> 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。</p> <p><b>規模</b> 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p><b>色彩</b> 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 風力発電施設	<p><b>基本方針</b> 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。</p>
(6) 海岸保全施設等（護岸、堤防）	<p><b>基本方針</b> 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p><b>工法、材料</b> ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあっては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p><b>基本方針</b> 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取 (1) ボーリング	<p><b>基本方針</b> ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。</p>
(2) 露天掘（採石）	<p><b>基本方針</b> 新規の採石は認めない。</p>
4 広告物等	<p><b>基本方針</b> 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p><b>位置</b> 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置</p>

	<p>する場合は極力統合標識とする。</p> <p>材料、色彩          主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>管理方針          営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。</p> <p>その他          電柱への掲出は認めない。</p>
<p>5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針          原則として許可しない。ただし、学術研究や公益上必要と認められる場合はこの限りでない。</p>

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知)
  - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
  - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
  - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
  - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

地域の開発、整備に関する事項

ア．自然公園施設

ア) 登茂山集団施設地区

英虞湾の好展望地にある集団施設地区であるため、集団施設地区の整備方針に従い、三重県、志摩市による公共事業を中心に施設整備する。

既設の自然観察路、野営場等の施設内容の充実を図るとともに、中央部においてもこれらの施設に加え、海水浴等水辺利用の増進を図るための施設、水辺の自然観察を行うための施設、野草観察をするための施設、地域の自然を紹介するための施設等を整備する。

一方、自然とのふれあい、自然に学ぶための活動については、三重県、志摩市等関係機関と連携し一層の推進を図る。

なお、当地区の整備を進めるに当たっては、地区の自然環境を保全するとともに、他の展望地からの風致景観の保全と英虞湾の水質保全に万全を期すこととする。

イ) 横山集団施設地区

英虞湾の全域が眺望できる好展望地であることから、展望及びハイキングを楽しむ利用が多い。今後、自然とのふれあいを積極的に推進するため、その中核施設としての博物展示施設を含めた地区全体の整備計画について、関係機関と検討を進めるものとする。

整備に当たっては、展望地としての機能に加え、地区の自然を活かしつつその特徴を最大限に発揮できるよう、博物展示施設とフィールドを一体にとらえた自然観察、自然学習及び利用情報の提供機能を持った施設を計画するものとする。

また、整備後の管理及び運営体制についても関係機関と検討を進め、活発な活動を展開するとともに、自然とのふれあい、自然に学ぶための活動においても、三重県、志摩市、パークボランティア等関係機関と連携し一層の推進を図る。

イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

